

貯金規定の一部改正について

令和８年１０月１日付で、以下の貯金規定を一部改正いたします。

- ・ 当座勘定規定
- ・ 普通貯金規定
- ・ 普通貯金無利息型（決済用）規定
- ・ 通知貯金規定
- ・ 大口定期貯金規定
- ・ 自動継続大口定期貯金規定
- ・ スーパー定期貯金規定（単利型）
- ・ スーパー定期貯金規定（複利型）
- ・ 積立式定期貯金規定
- ・ 自動継続スーパー定期貯金規定（単利型）
- ・ 自動継続スーパー定期貯金規定（複利型）
- ・ 譲渡性貯金規定
- ・ 成年後見支援貯金に関する特約

〈主な改正内容〉

手形・小切手機能の全面電子化に向けた対応として、手形・小切手の最終振出期限を令和８年９月３０日とし、他行を支払地とする手形・小切手の貯金入金扱い受付を令和８年９月３０日をもって終了することへの記載を追記いたします。

以上